

学校法人法政大学理事選出規則

規定第913号

一部改正 2010年 6月 9日 2010年 6月30日
2012年 6月13日 2015年 6月10日
2015年12月 9日 2020年 1月15日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人法政大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第15条に定める理事を選出する場合に必要な事項を定める。

第2条 (削除)

(理事の選出方法)

第3条 理事の選出方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 寄附行為第15条第1項に定める理事（以下「卒業生理事」という。）は、卒業生理事選考委員会（以下「選考委員会」という。）が選出する。
- (2) 大学教員理事の選出は、この規則の定めるところにより、選挙により行う。
- (3) 職員理事は次期総長又は別に定める規則により選出された総長候補者（以下「次期総長」という。）が指名し選出する。ただし、職員理事2人以内のうち1人を総長就任後に選出する場合は、総長が指名し選出する。
- (4) 付属中高校長理事は、付属中・高等学校校長の互選に基づいて選出する。
- (5) 寄附行為第15条第3項に定める理事（以下「総長指名理事」という。）は、次期総長が指名し選出する。ただし、総長指名理事2人以内のうち1人を総長就任後に選出する場合は、総長が指名し選出する。

第2章 理事の資格

(卒業生理事の資格)

第4条 卒業生理事の資格を有する者は、卒業生評議員とする。ただし、就任前年度末現在、年齢満75年以上の者を除く。

(大学教員理事の資格)

第5条 大学教員理事の資格を有する者は、就任前年度末現在、年齢満65年未満の者で、勤続1年以上の本学の大学教員とする。ただし、大学教員理事任期中に定年を迎える者について、定年の延長を受けた場合は、大学教員理事の資格を有するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、あらかじめ任期を定めて採用された者は、大学教員理事の資格を有しない。

(職員理事の資格)

第6条 職員理事の資格を有する者は、就任前年度末現在、勤続1年以上の専任職員とする。

2 前項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職員理事の資格を有しない。

- (1) あらかじめ任期を定めて採用された者
- (2) 任期中に定年退職となる者

(付属中高校長理事の資格)

第7条 付属中高校長理事の資格を有する者は、付属中・高等学校校長とする。

(総長指名理事の資格)

第8条 総長指名理事の資格を有する者は、有識者、この法人に関係ある功労者及び教職員とする。

(理事の資格を有しない者)

第9条 第4条から前条までの定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、理事になることができない。

- (1) 通算2期理事であった者
- (2) 学校教育法第9条の欠格事由に該当する者
- (3) 本法人において解雇の処分を受けたことがある者
- (4) 選考委員会委員(以下「委員」という。)

2 前項第1号の任期の算出については、任期途中で理事の職を辞した場合若しくは失った場合又は前任者の残任期間に理事に就任した場合は、その任期を1期として通算する。

第3章 卒業生理事の選出(選考委員会)

(選考委員会の設置)

第10条 総長は、卒業生理事の任期満了日の3か月前までに、本法人内に選考委員会を設置しなければならない。

(選考委員会の職務)

第11条 選考委員会は、寄附行為第15条第1項に定める数の卒業生理事を選出し、総長に届け出ることを職務とする。

(選考委員会の構成)

第12条 選考委員会は、次の各号に定める委員11人により構成する。

- (1) 次期総長 1人
- (2) 教職員の中から次期総長の指名による 4人
- (3) 寄附行為第20条第2号に定める評議員の中から 5人
- (4) 寄附行為第20条第3号に定める評議員の中から 1人

2 前項第3号及び第4号に定める委員の選任方法については、次の各号のとおりとする。

- (1) 前項第3号に定める委員については、寄附行為第20条第2号に定める評議員の互選による。
- (2) 前項第4号に定める委員については、寄附行為第20条第3号に定める評議員の互選による。

(委員長及び副委員長)

第13条 選考委員会には、委員の互選により委員長及び副委員長各1人をおく。

2 委員長は、選考委員会を代表し、その事務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理し、又は代行する。

(委員の任期)

第14条 委員の任期は、委員として選任された日から当該年度末までとする。

(選考委員会の運営)

第15条 選考委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、委任状を出した者は出席扱いすることとする。

2 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

(守秘義務)

第16条 委員は守秘義務を負い、会議内容は非公開とする。

(卒業生理事の選考基準)

第17条 選考委員会は、次の各号に定める選考基準に該当する者を卒業生理事として選考する。

- (1) 優れた経営能力を有すること。
- (2) 総長のリーダーシップをサポートできる者
- (3) 明確な学校法人の経営理念と戦略を携えた者

(卒業生理事に関する書類の作成)

第18条 選考委員会における選考にあたり、選考委員会は、総長に届け出る卒業生理事の履歴・業績

書を作成する。

- 2 前項の場合において、事務局は、選考委員会からの要請に基づき、大学が持つ個人情報等を入手することができる。

(卒業生理事の決定)

第19条 選考委員会は、選考委員会内の協議により、就任の意思確認をする者(定数)を決定する。

- 2 選考委員会は、前項の定めにより決定した定数の者に卒業生理事となる意思の確認を行い、承諾した者を総長に届け出る卒業生理事に決定する。この場合、承諾する者は、承諾書を選考委員会に提出しなければならない。

- 3 前項の定めにより意思確認をした結果、総長に届け出る卒業生理事に欠員が生じた場合は、選考委員会は、前2項の定めにより補充する。

(選考委員会による卒業生理事の届出)

第20条 選考委員会は、卒業生理事(定数)を、卒業生理事の任期満了日の1か月前までに、総長に届け出なければならない。

- 2 前項の定めにより、選考委員会が総長に届け出る場合は、次の各号に定める所定の書類を提出しなければならない。

- (1) 推薦理由書
- (2) 届け出る理事の履歴・業績書
- (3) 届け出る理事の就任承諾書

第4章 大学教員理事の選出

(被選挙人)

第21条 大学教員理事の被選挙人となる者は、次条に定める本選挙において選挙権を有する大学教員10人以上20人以内の推薦人の推薦を受け立候補した者とする。ただし、推薦人は、複数の被選挙人を推薦することはできない。

(選挙人)

第22条 本規則の選挙人は、専任教員として、選挙期日の年度4月1日時点で在職し、選挙の期日現在勤務している大学の専任教授、准教授、専任講師、法政大学助手規程に定める助手(以下「大学教員」という。)(定年延長者を含む。)のいずれかに該当するものとする。ただし、あらかじめ任期を定めて採用された者は、本規則に定める専任の教職員に該当しない。

- 2 前項のうち、第26条第1項の規定による選挙人の確定時において休職者、長期欠勤者、在外研究員等規程に定める在外研究員等の種類のうち、海外出張員を除く在外研究員、在外研修員、在外出講員、交換研究員に該当する者は除く。ただし、次の各号に該当する休職者はこの限りではない。

- (1) 大学外の業務に一定期間従事することを命じられたとき。
- (2) 大学が承認した公職に就任し、そのために業務遂行上支障が生ずると認められるとき。
- (3) 大学の労働組合の専従者となったとき。

(投票区)

第23条 各選挙人は、次の各号における主たる勤務地の投票区で投票する。(別表)

- (1) 第1投票区(市ヶ谷校地勤務者)
- (2) 第2投票区(多摩校地勤務者)
- (3) 第3投票区(小金井校地勤務者)

(選挙管理委員会)

第24条 総長は、次に定める選挙管理委員を委嘱し、これを公示する。

- 2 中央選挙管理委員会(以下「中央選管」という。)を市ヶ谷校地に設置し、専任教職員及び寄附行為第20条第2号に定める評議員のうちから委員7人を委嘱する。

- 3 次の各号の定めにより地区選挙管理委員会(以下「地区選管」という。)を設置し、委員を委嘱する。

- (1) 市ヶ谷校地(第1投票区)に専任教員から6人、専任職員から4人
- (2) 多摩校地(第2投票区)に専任教員から3人、専任職員から4人

- (3) 小金井校地（第3投票区）に専任教員から2人，専任職員から4人
- 4 中央選管及び各地区選管（以下「各選管」という。）に，委員の互選により，委員長をおく。
 - 5 各選管の委員長は，委員会を代表し，その事務を統括する。
 - 6 各選管の会議は，その委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
 - 7 各選管の議事は，出席委員の過半数（委員長を除く。）で決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。
 - 8 第2項の中央選管委員及び第3項第1号から第3号までの地区選管委員は総長候補者選出における中央選管委員及び地区選管委員が兼ねる。

（選挙管理委員会の職務）

第25条 中央選管は，この規則によって行われる大学教員理事の選挙に関する事務を管理し，その疑義を処理する。

- 2 中央選管は，選挙人の確定及び選挙人名簿の調製に伴う選挙人名簿異議申立の審議を行う。
- 3 中央選管は，被選挙人の抱負を表明する機会を設けることができる。
- 4 地区選管は，当該地区の選挙に関する事務を管理する。
- 5 地区選管の委員長は，当該地区の選挙に関する状況を中央選管に書面で報告しなければならない。
- 6 地区選管は，委員のうちから当該地区の投票管理者及び投票立会人並びに開票立会人を選任する。
- 7 委員の任期は，委嘱の日から選挙期日を3か月経過した日までとする。
- 8 中央選管及び地区選管は，この規則に定めのない事項を行うことができない。

（選挙人名簿）

第26条 中央選管は，選挙人の確定及び選挙人名簿の調製の任にあたる。選挙人の確定は本選挙の期日の10日前までに行わなければならない。

- 2 選挙人名簿は，選挙を通じて一の名簿とする。
- 3 選挙人名簿は，各投票区毎に選挙人の所属，氏名及び身分等を記載しなければならない。
- 4 選挙人名簿は，中央選管が定める期間，定められた場所において縦覧に供さなければならない。
- 5 前項における選挙人名簿に異議ある者は，中央選管に選挙の期日の15日前までに異議申し立てを行わなければ，選挙人名簿の変更は認めない。
- 6 中央選管は，選挙人名簿の縦覧場所及び期間を選挙の期日の20日前までに公示しなければならない。

（選挙期日）

第27条 本規則に定める理事の任期満了による選挙は，その任期満了日の2か月前までに行うものとする。

- 2 選挙の期日は，理事会がこれを定める。
- 3 任期満了以外の事由により，本規則に定める理事の選挙を行う必要が生じた場合については，前項に準ずる。

（投票）

第28条 選挙は，寄附行為第15条第2項第1号に定める大学教員理事の定数の不完全連記制による記号式無記名投票によって行う。

- 2 投票所の設置，投票の立ち会い，選挙人の確認等投票の管理に関する事務は，地区選管が行う。
- 3 業務上その他やむをえない事由のあるときは，期日前投票を認める。
- 4 期日前投票の方法については，中央選管の定めるところによる。
- 5 選挙人の投票区の変更方法については，中央選管の定めるところによる。
- 6 天災その他避けることのできない事故により投票を行うことができないときは，中央選管において，審議し，投票時間を変更することができる。中央選管が期日の変更が必要であると判断した場合は，理事会において再度期日を定めることができ，中央選管がそれを公示する。

（当選者）

第29条 当選者は，有効投票の最多数を得た者から定数内の先順位者とする。

- 2 前項の当選人を定めるにあたり，得票数が同じであるときは，くじによりこれを定めるものとする。
- 3 この条に定めるくじの方法については，中央選管の定めるところによる。

(無投票当選)

- 第30条 第21条に定める被選挙人となるべく届け出のあった者が、寄附行為第15条第2項第1号に定める選挙すべき大学教員理事の定数を超えない時は、投票を行わず、被選挙人を当選者とする。
- 2 前項の結果、寄附行為第15条第2項第1号の定数に充足しなかった場合、定数を充足していない残りの定数について再選挙を行う。
 - 3 前項の再選挙は、寄附行為第15条第2項第1号の定数を充足するまで繰り返し行うこととする。
 - 4 前二項の再選挙は、次に掲げる各号を除き、この規則に定める選出方法に準じて行う。
 - (1) 第26条の規定にかかわらず、すでに確定した選挙人名簿を用いること。
 - (2) 第34条第2項及び第4項の規定にかかわらず、立候補届出の日程については、中央選挙管理委員会が定めること。

(選挙の成立要件)

- 第31条 選挙は、選挙人総数の3分の2以上が投票したとき、成立するものとする。

(開票)

- 第32条 開票は、選挙の期日の当日、投票終了後速やかに行う。
- 2 開票の管理は、開票立会人のもとに、各地区選管が行う。

(無効投票)

- 第33条 次の各号に該当する投票は無効とする。
- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
 - (2) 定められた記号以外の他事を記載したもの
 - (3) 1投票中に総長が選任する大学教員理事の定数を超える記号を記載したもの
 - (4) その他中央選管において、無効と判定されたもの

(立候補)

- 第34条 選挙は、立候補により行う。
- 2 立候補しようとする者は、選挙の期日の公示があった日から選挙の期日の15日前までに、郵便によることなく、所定の立候補届を中央選管に届け出なければならない。
 - 3 前項に定める所定の立候補届には、被選挙人の主要経歴及び選挙管理委員会が記載項目を定める「立候補の抱負」並びに第21条中に定める推薦人の推薦書を付すものとする。
 - 4 被選挙人が立候補を辞退するときは、選挙の期日の10日前までに、所定の書式により、中央選管に届け出なければならない。中央選管は、辞退届受理後、速やかにこの旨を公示しなければならない。
 - 5 中央選管は、第2項及び第4項の届出を受理したのち、速やかに総長に報告しなければならない。

(立候補又は推薦の制限)

- 第35条 次の各号に掲げる者は、その職務についている間、本選挙の被選挙人として立候補し又は他人を被選挙人として推薦してはならない。
- (1) 中央選管委員及び地区選管委員（それぞれ委員長を含む。）

(選挙及び当選者の公示)

- 第36条 中央選管は、選挙の期日等選挙に関する必要な事項を、選挙の期日の25日前までに公示しなければならない。
- 2 中央選管は、被選挙人の氏名・主要経歴及び「立候補の抱負」等を、立候補届締切後速やかに公示しなければならない。
 - 3 中央選管は、被選挙人の抱負を表明する機会を設ける場合は、その開催に関する事項を速やかに公示しなければならない。
 - 4 中央選管は、選挙の有効無効、得票順位、当選者、当選の有効無効について、選挙後速やかに公示しなければならない。ただし、第30条第1項に定める無投票当選の場合は、得票順位は公示に含まないものとする。
 - 5 前4項に定める公示は、次の場所及びホームページにおいて行う。
 - (1) 法政大学市ヶ谷校地掲示場
 - (2) 法政大学多摩校地掲示場
 - (3) 法政大学小金井校地掲示場

(当選等の効力の発生)

第37条 当選者の当選の効力は、前条第4項に定める公示があった日から生じるものとする。

(選挙運動)

第38条 本選挙にあたって、選挙人及び被選挙人は、中央選管が定める選挙活動についての「倫理綱領」に基づき、大学人として良識ある判断に基づいて行動しなければならない。

2 文書配布(郵便を含む。)、電話又はEメール等を使用した選挙運動については、第1項に定める倫理綱領に従うものとする。

3 選挙人は、特定の個人又は容易に特定の個人を連想させる事柄について、誹謗し、中傷してはならない。

(選挙争訟)

第39条 本選挙に関する争訟は、中央選管が処理する。

(報告並びに推薦)

第40条 中央選管の委員長は、速やかに選挙の結果を、得票順位及び得票数を付して、総長に報告し、当選者を理事として推薦する。

2 前項にかかわらず、第30条第1項に定める無投票当選の場合、中央選管の委員長は、速やかに当選者を総長に報告し、当選者を理事として推薦する。

(選出)

第41条 総長は、第29条の得票順位によって、理事を選出する。

2 前項にかかわらず、第30条第1項に定める無投票当選の場合、総長は当選者を理事として選出する。

(欠員)

第42条 大学教員理事の欠員が、その選任の日から3か月以内に生じたときは、総長は第29条の得票順位によって、繰り上げて補充する。

第5章 職員理事の選出

(職員理事の届出)

第43条 次期総長は、職員理事2人以内のうち最低1人を、理事の任期満了日の2か月前までに、総長に届け出なければならない。

2 職員理事の選出にあたっては、次号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 届け出る理事の経歴書

第6章 付属中高校長理事の選出

(付属中高校長理事の届出)

第44条 第3条第1項第4号により選出された付属中高校長理事候補者は、理事の任期満了日の2か月前までに、互選結果を総長に届け出なければならない。

第7章 総長指名理事の選出

(選出方法)

第45条 次期総長は、有識者、この法人に関係ある功労者及び教職員の中から総長指名理事1人以上2人以内を指名する。

2 前項に定める指名は、卒業生理事、大学教員理事、職員理事2人以内のうち最低1人及び付属中高校長理事の選出後に行うものとする。

(総長指名理事の届出)

第46条 次期総長は、総長指名理事2人以内のうち最低1人を、理事の任期満了日の1か月前までに、総長に届け出なければならない。

2 総長指名理事の選出にあたっては、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 届け出る理事の履歴書

(2) 届け出る理事の業績書

第8章 理事の選任

(理事の選任)

第47条 総長は、第3章から前章までにより選出された者を、理事に選任する。

第9章 その他

(補充)

第48条 理事が任期途中において欠けた場合の補充は、理事会がこれを決する。

2 前項の補充は、この規則に定める選出方法に準じて行う。

3 前2項の場合において、総長は、第10条、第20条、第27条、第43条、第44条及び第46条の定めにかかわらず、選考委員会設置日及び理事届出日を定めることができる。

(改廃)

第49条 この規則の改廃は、あらかじめ本学の構成員である大学教員、評議員、附属校専任教員及び専任職員の意見を聞く手続きを経たうえで、理事会がこれを行う。

(事務局)

第50条 この規則の施行に関わる事務局は、総務部総務課とする。

付 則

1 この規則は、2007年3月28日から施行し、2008年4月1日から就任する理事の選出から適用する。

2 この規則の施行により、「総長が選任する理事選出規則」及び「卒業生理事選挙規則」は2008年3月31日をもって廃止する。

3 この規則は、2010年6月9日から一部改正施行し、2011年4月1日から就任する理事の選出から適用する。

4 この規則は、2010年6月30日から一部改正施行し、2011年4月1日から就任する理事の選出から適用する。

5 この規則は、2012年6月13日から一部改正し施行する。

6 この規則は、2015年6月10日から一部改正し、施行する。

7 この規則は、2015年12月9日から一部改正施行し、2017年4月1日から就任する理事の選出から適用する。改正前の規則において選任されたことのある理事の任期については、第9条第1項第1号にかかわらず、改正前の規則により通算3期までとする。ただし、2021年4月1日までに就任する理事の時限措置とする。

8 この規則は、2020年1月15日から一部改正し、施行する。

別表 大学教員理事選挙・投票区

	(規則22-1) 大学教員
第1投票区(市ヶ谷校地) (規則23-1-1)	法・文・経営・国際文化・人間環境・キャリアデザイン・デザイン工・グローバル教養・大学院
第2投票区(多摩校地) (規則23-1-2)	経済・社会・現代福祉・スポーツ健康
第3投票区(小金井校地) (規則23-1-3)	情報科学・理工・生命科学

